

[最上位](#) > 第4編 教務・学生・研究 > [第3章 研究](#)

大阪経済大学間接経費に関する規程

平成19年3月13日制定

2021年7月27日改正

(目的)

第1条 本規程は、大阪経済大学（以下「本学」という）に受け入れる外部資金に対する間接経費の適切な取扱に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 間接経費とは、直接経費に対し一定比率で手当され、研究の実施に伴う管理等に必要な経費として、本学が使用する経費をいう。

(間接経費の譲渡)

第3条 研究者が交付を受けた間接経費は、本学に譲渡しなければならない。

2 前項に関する事務は、研究支援・社会連携課が行う。

3 間接経費の交付を受けた研究者が他の研究機関に所属するまたは補助事業を廃止することになる場合には、配分機関の使用ルールに基づき適切に対応する。

(準拠規程)

第4条 研究者が交付を受けた間接経費は、本学に譲渡しなければならない。間接経費に関する取扱については、競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針（平成17年3月23日、競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）に定めるもののほか、本規程の定めるところによる。

(間接経費の使途)

第5条 間接経費は、別表に定めるところにより、外部資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善および本学全体の機能の向上に資するために必要な経費に充当する。

(改廃)

第6条 本規程の改廃は、理事長が行う。

附 則

第1条 本規程は、2007年3月13日に制定し、同年4月1日から施行する。

第2条 本規程は、2021年7月27日に制定し、同年9月1日から施行する。

別表

間接経費の主な使途

大阪経済大学において当該研究遂行に関連して間接的に必要となる経費のうち、以下のものを対象とする。

第1 管理部門に係る経費

一 管理施設・設備の整備、維持及び運営経費

二 管理事務の必要経費

消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内旅費、印刷費など

第2 研究部門に係る経費

一 共通的に使用される物品等に係る経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

二 当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費

研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

三 研究室の整備、維持及び運営経費

四 設備の整備、維持及び運営経費

五 ネットワークの整備、維持及び運営経費

六 大型計算機（スパコンを含む）の整備、維持及び運営経費

七 図書館の整備、維持及び運営経費など

第3 その他の関連する事業部門に係る経費

一 研究成果展開事業に係る経費

二 広報事業に係る経費

第4 上記以外であっても、学長が研究課題の遂行に関連して間接的に必要と判断した場合は、執行することを可能とする。なお、直接経費として、充当すべきものは対象外とする。